

## 9月1日から移住者や若者を対象とした 空き家取得・改修の支援を拡充します

県の「若者・移住者空き家住まい支援事業費補助金」の制定を受けて、【花巻市定住促進住宅取得補助金】及び【若者世代空き家取得奨励金】による支援を9月1日から拡充します。ただし、対象期間は県の補助金と同様に令和4年4月1日からとなります。

※表中赤字部分が拡充分

制度	対象者	要件	補助内容
定住促進住宅取得等補助金 ※①～⑤のいずれか  ●補助対象経費 引っ越し費用、登記費用または空き家の改修費用など補助対象経費の2分の1以内を補助 ※住宅本体の取得費は補助対象外	①県外から転入された子育て世帯（中学生以下の子：妊娠中の子も含む）	・市内に新築または、住居を購入した場合	上限200万円
	②県外から転入された方	・空き家バンクに登録されている空き家を取得し、改修を行った場合	上限220万円
		・空き家バンクに登録されている空き家を賃借し、改修を行った場合	上限120万円
	③県外から転入され、新たに農業に従事する方	・空き家バンクに登録されている空き家を取得し、改修を行った場合	上限220万円
		・市内に新築または、住居を購入した場合	上限200万円
	④県内でかつ市外から転入され、新たに農業に従事する方	・市内に新築または、住居を購入した場合	上限200万円
・空き家バンクに登録されている空き家を取得し、改修を行った場合			
⑤若者世代の方【拡充】	・空き家バンクに登録されている空き家を取得し、改修を行った場合	上限40万円	
若者世代等空き家取得奨励金 ※⑥か⑦のいずれか : 県外から転入された若者世代でも上限は30万円 ※⑧は該当する場合に加算	⑥若者世代の方	・空き家バンクに登録されている空き家を取得し、居住した場合	上限30万円
	⑦県外から転入された方【拡充】		上限30万円
	⑧⑥⑦の対象者で子育て世帯（18歳未満の子：妊娠中の子も含む）で空き家の改修を行った世帯【拡充】	⑥⑦のいずれかに20万円加算	

・上記の他、【定住促進住宅取得等補助金】及び【若者世代等空き家取得奨励金】の共通の要件として「当該住宅に5年以上、継続して居住する意思があること」、「市税の滞納がないこと」が対象者の要件となります。

・「若者世代とは、空き家を取得した時点において39歳以下の方」になります。

・「空き家を取得とは、令和4年4月1日以降に花巻市空き家バンクに登録している空き家を購入し、かつ、当該住宅の所有権登記（同居する方との共同名義を含みます）をすること」です。

・【定住促進住宅取得等補助金】と【若者世代等空き家取得奨励金】は併せて交付を受けることができます。さらに「花巻市子育て世帯住宅取得奨励金」の交付対象者が奨励金の交付要件を満たすときには、併せて当該奨励金の交付を受けることができます。